⑺　落札者の決定方法　落札者となるべき者の決定方法は、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札予定者とし、その者が提出した単価表を審査のうえ妥当な場合に落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、落札者としないものとする。

⑻　落札決定の取り消し等　申請書に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。

また、入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、資格登録停止を行うことがある。

⑼　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、技術資料の記載内容の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、記２⑸に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると発注者が承認した者を配置しなければならない。

⑽　「調査基準価格」を下回る入札を行った者

「調査基準価格」を下回る入札を行った者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の３以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の２以内とする。

なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

⑾　専任の主任（監理）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。

⑿　申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。

⒀　提出された申請書等は、原則として返却しない。

⒁　手続における交渉の有無　無

⒂　契約書作成の要否　要

⒃　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無

⒄　関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、記４⑴に同じ。

⒅　競争参加資格の認定を受けていない者の参加　記２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も記４⑶により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

⒆　詳細は入札説明書による。

⒇　入札不調となった場合の取り扱い　本工事の入札が不調となった場合、不調特命見積協議方式に移行する場合がある。

なお、不調特命見積協議方式とは、あらかじめ発注者の所定の手続きにおいて「不調特命見積協議方式に移行する」こととしている工事が入札不調になった場合、「契約制限価格」を「契約目安価格」に読み替え、最低入札価格提示者などの特定の１者を協議相手として選定し、見積書の内容について確認協議を行い、見積書の内容が妥当であると認められた場合は、提示された見積価格が契約目安価格を上回った場合でも協議後の価格で契約締結するものである。

(21)　地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更　本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

(22)　配置予定の技術者について　主任（監理）技術者については、「２⑸配置予定の技術者等」で求める経験の他、下記の工事現場が稼働（準備工事含む）している期間に各々求める工事経験を有する者を配置しなければならない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書（案）の写しを配置時に提出すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

なお、配置予定技術者に求める工事経験以外の要件は、「２⑸配置予定の技術者等」によるものとする。

①　単体及び特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合は現場代理人、主任（監理）技術者のうち１名以上が、該当する施工担当部分について元請けとしてしゅん功した、次に掲げる工事経験を有すること。

ＰＣ上部工工事に求める経験

片持張出し架設工法により架設したＰＣ箱桁橋の工事

下部工工事に求める経験

躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ）10m以上のコンクリート橋脚の工事

基礎工工事に求める経験

大口径深礎（φ5.0m以上）により施工した場所打ち杭の工事

②　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合は現場代理人、主任（監理）技術者のうち１名以上が、該当する施工担当部分について元請けとしてしゅん功した、次に掲げる工事経験を有すること。

ＰＣ上部工工事に求める経験

片持張出し架設工法により架設したＰＣ箱桁橋の工事

下部工工事に求める経験　躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ）10m以上のコンクリート橋脚の工事

基礎工工事に求める経験

大口径深礎（φ5.0m以上）により施工した場所打ち杭の工事

6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Takahisa Takamatsu, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Shin-Tomei Expressway Takizawagawa Bridge other 1 Bridge

⑷　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 4 March 2015

⑸　Due date for the submission of tenders by electric bidding system : 4 : 00 P.M. 11 May 2015. (If brought with you, 4 : 00 P.M. 11 May 2015)

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese

⑺　Contact point for tender documentation : Assistant Manager of Contract Team, General Affairs and Corporate Strategy Department, Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. Shiroyama Trust Tower 11F, 4―3―1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011 Tel. 03―5776―5600

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年２月２日

契約責任者　中日本高速道路株式会社
名古屋支社長　太田　睦男

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　名古屋第二環状自動車道　飛島ジャンクションＣランプ橋他３橋（鋼上部工）工事